

生命保険会社の平成16年度決算の概要
(全社(39社)ベース)

(単位:億円)

| | 15年3月期 (14年度決算) | | 16年3月期 (15年度決算) | | 17年3月期 (16年度決算) | |
|-------------|--------------------|--------|--------------------|---------|--------------------|--------|
| | | 増減率(%) | | 増減率(%) | | 増減率(%) |
| 基礎収益 | 351,714 | ▲ 10.2 | 346,005 | ▲ 1.6 | 346,428 | 0.1 |
| 保険料等収入 | 258,640 | ▲ 1.5 | 263,906 | 2.0 | 278,608 | 5.6 |
| 資産運用収益 | 40,288 | ▲ 6.1 | 52,116 | 29.4 | 44,831 | ▲ 14.0 |
| 基礎費用 | 330,202 | ▲ 10.5 | 324,075 | ▲ 1.9 | 321,871 | ▲ 0.7 |
| 保険金等支払金 | 236,486 | ▲ 17.1 | 242,599 | 2.6 | 213,461 | ▲ 12.0 |
| 資産運用費用 | 14,718 | 55.6 | 3,692 | ▲ 74.9 | 3,297 | ▲ 10.7 |
| 事業費 | 35,951 | ▲ 3.8 | 35,706 | ▲ 0.7 | 35,679 | ▲ 0.1 |
| 基礎利益 | 21,512 | ▲ 4.8 | 23,105 | 7.4 | 24,556 | 6.3 |
| キャピタル損益 | ▲ 16,481 | ▲ 4.3 | ▲ 2,621 | 84.1 | ▲ 905 | 65.4 |
| 臨時損益 | 187 | - | ▲ 5,384 | - | ▲ 7,719 | ▲ 43.4 |
| 危険準備金繰入額 | ▲ 1,322 | ▲ 10.3 | 4,442 | - | 6,598 | 48.5 |
| 経常利益 | 5,218 | ▲ 17.4 | 15,099 | 189.4 | 15,931 | 5.5 |
| 特別損益 | ▲ 899 | 57.0 | ▲ 5,326 | ▲ 491.9 | ▲ 4,303 | 19.2 |
| 価格変動準備金繰入額 | ▲ 1,357 | 22.5 | 3,027 | - | 2,368 | ▲ 21.8 |
| 当期純利益 | 2,273 | ▲ 35.9 | 6,777 | 198.1 | 8,695 | 28.3 |
| 総資産 | 1,798,310 | ▲ 2.5 | 1,843,299 | 2.5 | 1,915,230 | 3.9 |
| 有価証券含み損益 | 43,720 | ▲ 13.8 | 73,052 | 67.1 | 90,902 | 24.4 |
| 公表逆ざや額 (注1) | 12,748 | ▲ 6.7 | 11,338 | ▲ 11.1 | 10,485 | ▲ 7.5 |

(注1) 逆ざや額=(基礎利益上の運用収支等の利回りー平均予定利率)×一般勘定責任準備金残高

(注2) 増減率が「-」の箇所は、前年度が負値で今年度が正值、あるいは前年度が正值で今年度が負値のもの。

(参考)

| | | | | | | |
|------------------------------|-------|--------|---------|--------|---------|--------|
| 新契約+転換純増(兆円) | 124 | ▲ 4.4 | 106 | ▲ 14.1 | 98 | ▲ 7.5 |
| 解約失効高(兆円) | 127 | ▲ 12.1 | 121 | ▲ 4.2 | 99 | ▲ 18.7 |
| 保有契約高(兆円) | 1,278 | ▲ 3.5 | 1,222 | ▲ 4.4 | 1,186 | ▲ 2.9 |
| 年換算保険料(億円) (保有契約ベース) (注2) | - | - | 158,230 | - | 162,605 | 2.8 |
| 第三分野(億円)(注3) | - | - | 33,791 | - | 35,328 | 4.6 |

(注1) 個人保険及び個人年金保険の合計。

(注2) 年換算保険料(全保険契約)算出会社(15年度27社、16年度34社)の合計額。対前年度増減率は、前年度算出会社に対する割合。

(注3) 年換算保険料(第三分野)算出会社(15年度28社、16年度37社)の合計額。対前年度増減率は、前年度算出会社に対する割合。

損害保険会社の平成16年度決算の概要

(単位：億円、%)

| | 14年度 (=15年3月期) | | 15年度 (=16年3月期) | | 16年度 (=17年3月期) | |
|----------|-------------------|------------|-------------------|------------|-------------------|------------|
| | | 対前年 増減率 | | 対前年 増減率 | | 対前年 増減率 |
| 正味収入保険料 | 74,587 | 7.1 | 76,246 | 2.4 | 76,165 | ▲ 0.1 |
| 正味支払保険金 | 37,208 | ▲ 1.2 | 38,538 | 3.6 | 44,682 | 15.9 |
| 保険引受利益 | 1,440 | - | 2,498 | 73.5 | ▲ 683 | - |
| 資産運用粗利益 | 1,119 | 13.6 | 4,846 | 333.1 | 5,357 | 10.5 |
| 経常利益 | 1,957 | - | 6,661 | 240.4 | 4,041 | ▲ 39.3 |
| 当期純利益 | 740 | - | 3,263 | 340.9 | 2,537 | ▲ 22.2 |
| 総資産 | 306,953 | ▲ 8.3 | 325,067 | 6.0 | 329,949 | 1.5 |
| 有価証券含み損益 | 27,521 | ▲ 37.1 | 50,792 | 84.6 | 52,657 | 3.7 |

(注) 14年度は54社ベース、15年度は51社(QBEを除く)ベース、16年度は48社ベース。

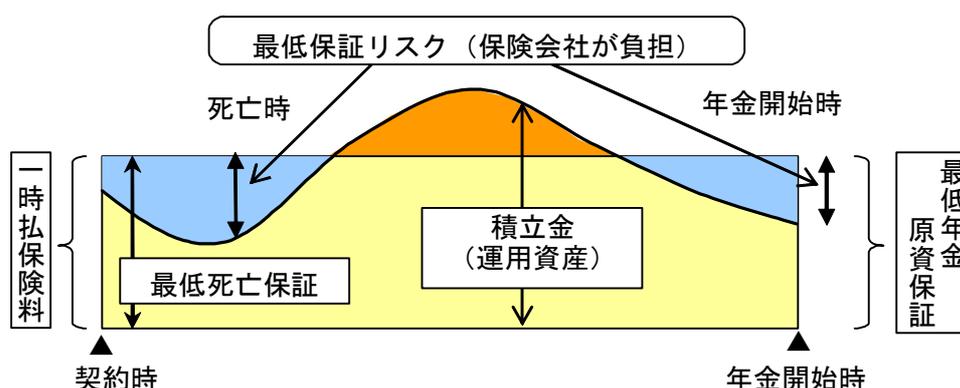
(注) 「資産運用粗利益」は、「資産運用収益」-「資産運用費用」により算出している。

変額年金保険等に係る責任準備金積立ルール等改正の概要について

1. 変額年金保険等の商品性と契約動向

変額年金保険等は、資産運用成果が直接的に保険契約の積立金に反映されることから、保険契約者は運用資産の果実を享受できるとともに損失も負う。一方、商品としての魅力を高めるため、死亡時又は年金開始時に払込保険料相当額の最低保証が付されているのが一般的であり、これに対応する最低保証リスクは保険会社が負う仕組みとなっている。(図1参照)

【図1】 変額年金保険の最低保証の例
(一時払保険料相当額を最低死亡保証及び最低年金原資保証をする場合)



- 最低死亡保証は、死亡時点における積立金が一時払保険料相当額（最低保証の額）を下回っている場合、積立金と一時払保険料相当額の差額を保険会社が負担するもの。
- 最低年金原資保証は、年金開始日前日の時点における積立金が一時払保険料相当額（最低保証の額）を下回っている場合、積立金と払込保険料相当額の差額を保険会社が負担するもの。

変額年金保険は平成11年から販売を開始し、平成14年10月の銀行窓販解禁を契機に販売量が拡大しており、平成16年3月末の保有契約高は3兆1,634億円に達している。

2. 問題の所在と対応

これまで、この最低保証リスクに対する備えは、保険会社によって区々であり、統一的な積立ルールでないことから、ケースによっては不十分となっている可能性がある。最近の株価の動向からすると、これまでのところ、含み損といった問題は生じていないと考えられるが、保険契約の長期性や変額年金市場の拡大に伴う経営への影響等を勘案すれば、積立ルール等の整備を図ることは喫

緊の課題である。

このような問題認識から、保険会社において適切なリスク管理が行われ、将来の債務履行のために必要な積立が可能となるよう、日本アクチュアリー会の検討結果や関係各方面の御意見等を参考として以下のような積立ルール等を整備した。

3. 積立ルール等の概要（保険業法施行規則第 69 条・第 87 条等改正の概要）

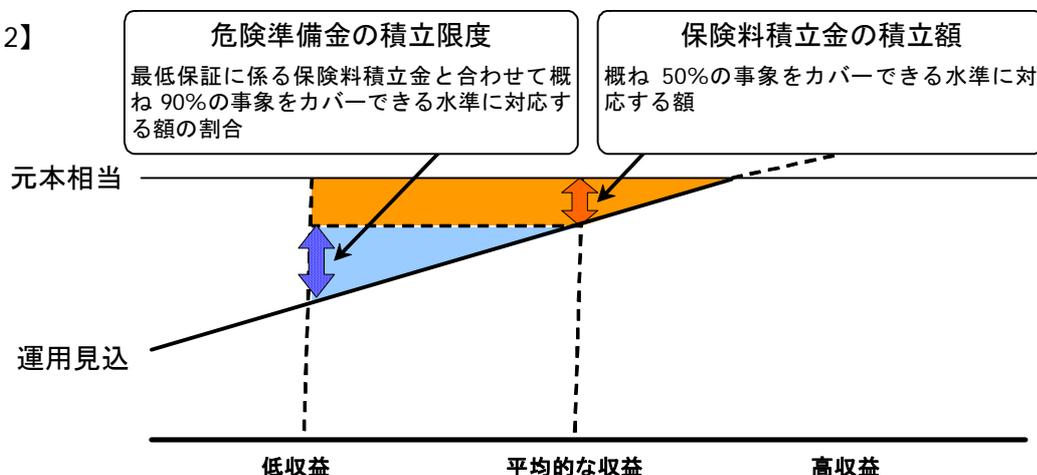
(1) 責任準備金及びソルベンシー・マージン基準の最低保証リスク額算出のルール化

➤ 標準的方式、あるいは代替的方式のいずれかの方式により最低保証リスク額の算出を行う。

- ・標準的方式：最低保証リスク額を算出する際の計算基礎率である期待収益率及びボラティリティを、標準的なパラメータを使用し、標準的な計算式により算出（ソルベンシー・マージン基準上のリスク額は保証種類別に算出）する方式
- ・代替的方式：全体としてのリスクカバー能力が標準的方式と同等であることを要件として、期待収益率及びボラティリティは必ずしも標準的なパラメータに拠らないものを使用する方式

➤ 最低保証リスクに対する責任準備金及びソルベンシー・マージン基準に対応する考え方は以下のとおり。（図 2 参照）

【図 2】



① 保険料積立金の積立ルール

- ・最低保証リスクのうち、通常の予測されるリスクに対応するもの（概ね 50%の事象をカバーできる水準に対応するもの）を保険料積立金として積立。
- ・なお、払込保険料とその運用損益については、従来どおり保険料積立金として積立。
- ・この考え方は、標準的方式及び代替的方式に共通。

② 危険準備金の積立ルール

- ・毎年、最低保証に係る収支残（最低保証のために必要となる保険料から最低保証のために支払われた保険金を差し引いたもの）以上の額を、危険準備金として積立。
- ・また、最低保証リスクのうち、通常の予測を超えるリスクに対応するもの（最低保証

に係る保険料積立金と合わせて、概ね 90%の事象をカバーできる水準に対応するもの)として、保険料積立金の6%相当額を危険準備金の積立限度に設定。

③ ソルベンシー・マージン基準

- 責任準備金の積立ルールと整合的に、最低保証リスクのリスク相当額を設定。
- すなわち、現時点において通常の予測を超えて起こりうる価格変動によって生ずるリスクをカバー（最低保証に係る保険料積立金と合わせて、概ね 90%の事象をカバー）するために追加で積立が必要となる額を、標準的方式の場合は最低保証額の 2%と評価して、また、代替的方式の場合は複数のシナリオ等に基づいたリスク評価によって、算出する。
- 併せて、解約返戻金相当額超過部分について、平成 17 年度以降、ソルベンシー・マージン総額への算入を認める予定。

(2) ディスクロージャー

最低保証リスクに関する評価について、責任準備金やソルベンシー・マージン基準上のリスク相当額の算出方法、その計算の前提及び使用したリスク計測モデルの正確性の検証結果等を開示。

4. 適用対象

保険料積立金に関するものは平成 17 年 4 月 1 日以降に締結する保険契約に適用する。危険準備金及びソルベンシー・マージン基準に関するものは過去の全ての保険契約を対象とし、平成 17 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用する。

なお、平成 17 年 3 月以前の保険契約については、平成 17 年度以降、毎決算期において保険料積立金が十分に積み立てているかどうかの分析（将来収支分析）を行い、不足額が認められれば必要な積み立てを行うこととなる。

(以 上)

第三分野の責任準備金積立ルール・事後検証等について

< 第三分野商品の特徴 >

- 医療政策等の外的要因や当初の想定を超えた契約者の行動の影響を受けやすい。
- わが国では終身保障タイプが主流。このため、保障期間は長期にわたる。

商品に長期的な不確実性が内在

< 現状と問題点 >

- 標準責任準備金の積立⇒使用する入院率等の発生率は各社の判断
- 危険準備金の積立 ⇒一律・機械的にリスクを計算
- 発生率の事後的な検証⇒検証方法や検証後の対応は各社の判断

この適切性やあるべき姿についての議論が十分でない。

適切なリスク管理の方法や責任準備金積立ルールを議論し、定めることが必要。

< 基本的考え方 >

- 将来的には、発生率のスタンダード化を視野に入れた検討が必要。
⇒ まず、第三分野に関するデータ整備を進めることが必要。
- したがって、当面は、

保険会社において、

- ① 適時・的確な事後検証等による保険料積立金の必要な積立額の確保
- ② ストレステストによる危険準備金の十分な積立水準の確認
- ③ ①及び②の実施状況等の開示

監督当局において、

- ④ 定期的なオフサイトモニタリングの実施

等の施策を厳格に行うことによって対応。(注)

保険会社の財務の健全性の確保 ⇒ より確実な契約者保護

(注) このほか、保険会社は、リスク管理態勢の充実や保険計理人の機能強化を着実に図っていくとともに、想定外の事態に対し、契約者が不利益とならない範囲で契約内容の見直しが可能な仕組みの導入についても検討が必要。

保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チームメンバー

| | | |
|--------|-------|------------------------------|
| 座長 | 野村 修也 | 中央大学法科大学院教授 |
| メンバー | 朝田 宏幸 | (株)アドバンスクリエイイト執行役員 |
| | 沖野 眞巳 | 学習院大学法科大学院教授 |
| | 荻野 明廣 | (株)イーグル商会代表取締役 |
| | 木下 孝治 | 同志社大学法科大学院教授 |
| | 竹山 拓 | 飯沼総合法律事務所弁護士 |
| | 原 早苗 | 埼玉大学経済学部非常勤講師 |
| | 森下 敦 | 第一生命保険相互会社営業開発部部長 |
| | 山下 友信 | 東京大学大学院法学政治学研究科教授 |
| | 唯根 妙子 | 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会消費相談室長 |
| | 吉岡 正文 | 東京海上日動火災保険(株)コンプライアンス部部長 |
| オブザーバー | 高島 克規 | 生命保険文化センター生活情報室長 |
| | 土屋 末広 | アメリカホーム保険会社商品開発担当ヴァイスプレジデント |

(敬称略・五十音順)

| | |
|-------|-------------------|
| 小野 尚 | 金融庁監督局保険課長 |
| 天谷 知子 | 金融庁監督局保険課審査室長 |
| 安居 孝啓 | 金融庁総務企画局企画課保険企画室長 |

事務局 金融庁監督局保険課

保険会社向けの総合的な監督指針

I. 基本的考え方

- 保険監督の目的は、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に資すること。
- 保険会社の監督事務に関し、基本的考え方、監督上の評価項目、事務処理上の留意点について、従来の事務ガイドラインの内容も踏まえ、体系的に整理（本監督指針の策定に伴い、事務ガイドラインは廃止）。
- 本監督指針は、保険会社の実態を十分に踏まえ、様々なケースに対応できるように作成したもの。本監督指針に記載されている監督上の評価項目の全てを各々の保険会社に一律に求めているものではない。

II. 保険監督上の評価項目

○経営管理（ガバナンス）

保険会社の経営管理の有効性を検証

- 代表取締役、取締役及び取締役会の責任・義務
- 監査役、監査役会における経営監視機能
- 内部監査部門の機能
- 保険計理人の役割
- 総代会の機能

○財務の健全性

保険会社の財務の健全性確保のための管理態勢を検証

- 責任準備金等の積立の適切性
- ソルベンシー・マージン比率の適切性
- 区分経理の明確化
- ストレステストの実施
- 再保険に関するリスク管理
- 商品開発に係る内部管理態勢
- その他のリスクに対する管理態勢
⇒保険引受リスク、資産運用リスク、流動性リスク

○業務の適切性

保険会社のコンプライアンス態勢等を検証

- コンプライアンス態勢
代表取締役、取締役等の取組み状況、コンプライアンスマニュアル、コンプライアンスプログラムの整備状況等
- 適切な保険募集態勢の整備状況等
- 苦情処理態勢の適切性
- 顧客に対する説明責任、保険金等支払管理態勢等、顧客保護を図るための態勢の適切性
- 顧客情報管理態勢
- 事務リスク、システムリスク管理態勢
- 危機管理態勢

III. 保険監督に係る事務処理上の留意点

- 監督部局間における連携確保
- 検査部局との連携確保
- 保険業法等に係る事務処理
- 行政指導等を行う際の留意点
- 意見交換制度

IV. 保険商品審査上の留意点

生命保険又は損害保険に係る新商品の創設若しくは既存商品の改定に係る認可申請・届出が行われた場合の審査を行うに当たっての留意点を明確化。

V. 保険仲立人

保険仲立人の登録事務、保証金に係る事務について、関係法令の解釈、運用及び手続きを明確化。他の募集人等との関係、保険仲立人の業務に対する監督上の留意事項等を規定。

VI. 日本アクチュアリー会

アクチュアリー専門職団体であり、指定法人たる日本アクチュアリー会が法に規定された業務を適正に運営することを確保するための監督上の指針を明確化。
委託業務である「生命表」、「保険計理人の実務基準」の作成・公開、レビューに係る手続き、会のガバナンスや会員の資質の維持・向上等に係る留意点を明確化。

生命保険会社一覧表

(平成17年6月末現在 39社)

国内社35社

| | | 会社名 |
|------------------------------|---------------------------|---------------------------|
| (13社) | 相互会社 6社 | 日本生命保険相互会社 |
| | | 第一生命保険相互会社 |
| | | 明治安田生命保険相互会社 |
| | | 住友生命保険相互会社 |
| | | 朝日生命保険相互会社 |
| | | 富国生命保険相互会社 |
| | | 三井生命保険株式会社 |
| | | 太陽生命保険株式会社 |
| | | 大同生命保険株式会社 |
| | | ソニー生命保険株式会社 |
| | | ティ・アンド・ディ・フィナンシャル生命保険株式会社 |
| | | オリックス生命保険株式会社 |
| | | 大和生命保険株式会社 |
| | | |
| 外資系 (外資50%以上) (12社) | ジブラルタ生命保険株式会社 | |
| | アクサグループライフ生命保険株式会社 | |
| | AIGエジソン生命保険株式会社 | |
| | エイアイジー・スター生命保険株式会社 | |
| | プルデンシャル生命保険株式会社 | |
| | マニュライフ生命保険株式会社 | |
| | ハートフォード生命保険株式会社 | |
| | アイエヌジー生命保険株式会社 | |
| | アクサ生命保険株式会社 | |
| | マスマチュアル生命保険株式会社 | |
| | クレディ・スイス生命保険株式会社 | |
| ピーシーエー生命保険株式会社 | | |
| 損保系子会社 (損保50%以上) (10社) | 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 | |
| | 損保ジャパンひまわり生命保険株式会社 | |
| | 三井住友海上きらめき生命保険株式会社 | |
| | 三井住友海上シティインシュアランス生命保険株式会社 | |
| | あいおい生命保険株式会社 | |
| | 日本興亜生命保険株式会社 | |
| | 東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社 | |
| | 富士生命保険株式会社 | |
| | 共栄火災しんらい生命保険株式会社 | |
| | 損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社 | |

外社 4社

| | |
|--------------|---------------------------------------|
| 支店形態 (4社) | アメリカン・ファミリー・ライフ・アシュアランス・カンパニー・オブ・コロラド |
| | アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー |
| | チュールヒ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド |
| | カーディフ・アシュアランス・ヴィ |

(参考)保険持株会社 3社

| |
|--|
| アクサジャパンホールディング株式会社(アクサ生命、アクサグループライフ生命、アクサ損保) |
| 株式会社T&Dホールディングス(太陽生命、大同生命、ティ・アンド・ディ・フィナンシャル生命) |
| ソニーフィナンシャルホールディング株式会社(ソニー生命、ソニー損保、ソニー銀行) |

損害保険会社一覧表

(平成17年6月末現在 48社)

国内社 27社

| | 会 社 名 |
|-----------------------------|-----------------------------|
| (18社) | 東京海上日動火災保険株式会社 |
| | 株式会社損害保険ジャパン |
| | 三井住友海上火災保険株式会社 |
| | 日本興亜損害保険株式会社 |
| | あいおい損害保険株式会社 |
| | 富士火災海上保険株式会社 |
| | ニッセイ同和損害保険株式会社 |
| | 共栄火災海上保険株式会社 |
| | 日新火災海上保険株式会社 |
| | 朝日火災海上保険株式会社 |
| | セコム損害保険株式会社 |
| | 大同火災海上保険株式会社 |
| | セゾン自動車火災保険株式会社 |
| | ソニー損害保険株式会社 |
| | 三井ダイレクト損害保険株式会社 |
| | 株式会社損害保険ジャパン・フィナンシャルギャランティー |
| | 日立キャピタル損害保険株式会社 |
| | そんぽ24損害保険株式会社 |
| 外資系 (外資50%上) (4社) | ジェイアイ傷害火災保険株式会社 |
| | アリアンツ火災海上保険株式会社 |
| | エース損害保険株式会社 |
| | アクサ損害保険株式会社 |
| 生保系子会社 (生保50%以上) (2社) | スミセイ損害保険株式会社 |
| | 明治安田損害保険株式会社 |
| 再保険専業社 (3社) | トーア再保険株式会社 |
| | 日本地震再保険株式会社 |
| | 大成再保険株式会社 |
| 保険持株会社 | 株式会社ミレアホールディングス |

外国損害保険会社一覧表（平成17年6月末現在）

外社(支店形態) 21社

| 国 籍 | 会 社 名 |
|-----------------|--|
| ア メ リ カ (5社) | アメリカン ホーム アシュアランス カンパニー |
| | フェデラル・インシュアランス・カンパニー |
| | エイアイユー インシュアランス カンパニー |
| | トランスアトランティック リインシュアランス カンパニー |
| | アールジーエー・リインシュアランス・カンパニー |
| イ ギ リ ス (3社) | イーグル・スター・インシュアランス・カンパニー・リミテッド |
| | ザ・ブリタニヤ・スチーム・シップ・インシュアランス・アソシエーション・リミテッド |
| | ザ・ソサイエティー・オブ・ロイズ |
| フ ラ ンス (2社) | コンパニー・フランセーズ・ダシュランス・プール・ル・コムル・エクステリユール |
| | カーディフ・アシュアランス・リスク・ディヴェール |
| ス イ ス (2社) | チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー |
| | スイス・リインシュアランス・カンパニー |
| イ タ リ ア | アシキュラチオニ・ゼネラリ・エス・ピー・エイ |
| ノ ル ウ ェ ー | アシュアランスフォアニンゲン・ガード・イエンシディグ |
| イ ン ド | ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッド |
| 韓 国 | 現代海上火災保険株式会社 |
| フ ィ リ ピ ン | マラヤン インシュアランス カンパニー インコーポレーテッド |
| バ ミ ュ ー ダ | ジ・ユナイテッド・キングダム・ミューチュアル・スチーム・シップ・アシュアランス・アソシエーション(バミューダ)リミテッド |
| ド イ ツ (2社) | ゲーリング・コンツェルン・アルゲマイネ・フェアジツヒヤルングス・アクツィーエンゲゼルシャフト |
| | ユーラー・ヘルメス・クレジットフェアズイヘルングス・アクティエンゲゼルシャフト |
| オ ラ ン ダ | アトラディウス・クレジット・インシュアランス・エヌ・ヴィ |

生命保険会社の推移

| | 12年度 | 13年度 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年6月末現在 |
|------------------|---|--|---|--|---|----------|
| 国内社 (法第3条免許) | 44社 | 39社 | 38社 | 36社 | 35社 | 35社 |
| + 免許 ▲ 廃止 | +ハートフォード (12年12月) +あざみ(13年2月) ▲大正(13年3月あ ざみ生命へ包括 移転) | ▲同和(13年4月日本 生命へ包括移転) ▲第百(13年4月マニユ ライフ生命へ包括 移転) ※合併 {+日本興亜(13年4月) ▲日火パートナー ▲興亜まごころ {+あいおい(13年4月) ▲大東京しあわせ ▲千代田エビス {+三井住友海上きら めき(13年10月) ▲住友海上ゆうゆう ▲三井みらい | +三井住友海上シティ (14年9月) ※合併 {+大和(14年4月) ▲大和 ▲あざみ {+GEエジソン (14年10月) ▲セゾン ▲GEエジソン | ※合併 {+東海日動あんしん (15年10月) ▲東海あんしん ▲日動 {+明治安田 (16年1月) ▲明治 ▲安田 | ※合併 {+プルデンシャル (17年2月) ▲プルデンシャル ▲あおば | |
| 外社 (法第185条免許) | 4社 | 4社 | 4社 | 4社 | 4社 | 4社 |
| + 免許 ▲ 廃止 | | | | | | |
| 合計 | 48社 | 43社 | 42社 | 40社 | 39社 | 39社 |

(注) 合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

損害保険会社の推移

| | 12年度 | 13年度 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年6月末 |
|------------------|--|---|---|--|--|--|
| 国内社 (法第3条免許) | 38社 | 33社 | 30社 | 29社 | 28社 | 27社 |
| + 免許 ▲ 廃止 | <ul style="list-style-type: none"> ▲オールステート (12年4月) +三井ダイレクト損害 (12年5月) +安田火災FG損害 (12年12月) +安田ダイレクト損害 (13年3月) | <ul style="list-style-type: none"> ▲第一火災(13年4月 保護機構へ包括移転) ※合併(13年4月) +日本興亜損害 ▲日本火災 ▲興亜火災 +あいおい損害 ▲大東京火災 ▲千代田火災 +ニッセイ同和損害 ▲同和火災 ▲ニッセイ損害 ※合併(13年10月) +三井住友海上火災 ▲三井海上 ▲住友海上 | <ul style="list-style-type: none"> ※合併(14年4月) +安田火災 ▲安田火災 ▲第一ライフ損害 +日本興亜損害 ▲日本興亜損害 ▲太陽火災 ※合併(14年7月) +損保ジャパン ▲安田火災 ▲日産火災 +大成再保険 (14年10月) ※合併(14年12月) +損保ジャパン ▲損保ジャパン ▲大成火災 | <ul style="list-style-type: none"> ▲三井ライフ損害 (15年11月) | <ul style="list-style-type: none"> ※合併(16年10月) +東京海上日動火災 ▲東京海上火災 ▲日動火災 | <ul style="list-style-type: none"> ※合併(17年4月) +明治安田損害保険 ▲明治損害保険 ▲安田ライフ損害保険 |
| 外社 (法第185条免許) | 26社 | 26社 | 24社 | 24社 | 21社 | 21社 |
| + 免許 ▲ 廃止 | <ul style="list-style-type: none"> ▲CGU(12年9月) ▲オデッセイリー (12年12月) | <ul style="list-style-type: none"> ▲ロイヤル・エクスチェン ジ(14年2月) +ヘルメス(14年3月) | <ul style="list-style-type: none"> ▲ガン(14年7月) ▲リバティ(15年3月) | <ul style="list-style-type: none"> ▲ウィンタートゥルススイス (15年10月) +RGA(15年11月) +スイス再保 (15年12月) ▲トラベラーズ (16年3月) | <ul style="list-style-type: none"> ▲QBE(16年4月) ▲ランバーメンズ(16年7月) +アトラディウス(16年12月) ▲ザ・ロンドン・アッシュ アランス(17年2月) ▲ロイヤル・アンド・サン アライアンス(17年2月) | |
| | 64社 | 59社 | 54社 | 53社 | 49社 | 48社 |

(注) 合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。